

保護者様

令和2年 4月17日

神埼市教育委員会  
教育長 末次 利明  
神埼市立神埼小学校  
校長 庄嶋 巖

### 緊急事態宣言の対象地域拡大に伴う今後の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政ならびに本校の教育活動に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、4月16日（木）に政府が緊急事態宣言を全都道府県に拡大したことを受け、佐賀県知事から臨時休校の要請がありました。そこで、県内の他市町教育委員会と神埼市教育委員会、学校で協議を行いました結果、下記のとおりに決定いたしました。保護者の皆様におかれましては、御理解いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 4月20日からの対応について

- ・4月20日（月）は通常通り登校（給食あり）となります。
  - ・4月21日（火）から5月6日（水・休）まで臨時休校となります。
  - ・5月7日（木）から通常通り登校（給食あり）の予定です。
- ※ただし、状況によって休校の期間が変更となることがあります。

#### 2. 臨時休校期間中における過ごし方について

今回の臨時休校は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、ご家庭でもお子様に伝えていただくとともに、次のようなことに気をつけてください。

- ・毎日、確実に検温を行う。 ・手洗いやうがいをごまめに行う。
- ・1時間に1～2回は換気をする。 ・規則正しい生活を心がける。
- ・不要不急の外出は控える。（外出する際はマスクを着用する。）

※家庭学習を支援するためのインターネットの活用  
「子供の学び応援サイト」（文部科学省）

#### 3. 5月7日からの学校再開について

- ・教育委員会と学校で協議しながら決定します。決定後、はなまる連絡帳メールと学校ホームページにて連絡します。

#### 4. 1学期の期間について

- ・1学期の期間を延長し、7月31日（金）までとなります。
- ・延長期間中も給食はあります。
- ・2学期は、通常通りに8月25日（火）からとなります。

#### 5. 新型コロナウイルスに感染した場合（感染が疑われる場合）の対応について

- ・佐賀中部保健福祉事務所（30-3622）に連絡するとともに、必ず学校にも連絡をお願いいたします。

症状例：風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。）

強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※臨時休校期間中に、不安なことや悩み事等がございましたら、学校もしくは神埼市教育委員会(0952-44-2384)までご連絡下さい。